

空き家バンク登録物件を購入した方

購入経費の
1/3以内 **最大** **100万円**

子育て世帯は
最大 **150万円**

珠洲市空き家購入費補助金

対象者

珠洲市空き家バンク登録物件を購入した方

かつ、
右の全てに
当てはまる方

- 20歳以上であること
- 世帯員全員が市税等を滞納していないこと
- 対象物件の売主の2親等以内の親族でないこと
- 対象物件の購入に関して他の補助等を受けていないこと
- 対象物件に交付日から**5年以上定住**する意思があること



交付決定後、上記の要件を満たさなくなった場合、**交付決定の取消し**
又は**補助金の返還**を求める可能性がありますのでご注意ください。

対象物件

珠洲市空き家バンク登録物件

ただし、対象物件を自己の名義で登記する場合があります。
(共有名義で登記する場合には、1/2以上の持分を有すること。)

補助金額

購入経費の**1/3以内**、**最大100万円**
子育て世帯の場合、**最大150万円**
(千円未満の端数は切り捨て)

申請期限

どちらか
早い日までに
申請してください

- 売買契約成立日から**30日以内**
- 売買契約成立年度の**3月31日**

申請方法
は裏面へ

補助金についてのお問合せ・申請
移住定住全般に関するお問合せはこちら！

すず里山里海移住フロント (事務局:珠洲市企画財政課)
☎ 0768-82-7726 ✉ iju@city.suzu.lg.jp

珠洲発・暮らしのウェブマガジン

すっとすっと

<https://sutto-zutto.com/>



事前相談

できるだけ事前にご相談ください。

申請書の提出

提出書類

- 交付申請書★
- 誓約書★
- 売買契約書の写し
- 世帯全員分の住民票
- 納税証明書
- 2親等以内の親族に関する情報

売買契約から30日以内または同年度3月末までの早い日までに申請書を提出してください。

受理・審査

契約相手との親族関係の有無を確認するため、約2週間お時間いただきます。

交付決定

「交付決定通知書」が届きます。

実績報告書の提出

提出書類

- 実績報告書★
- 登記簿謄本等の写し
- 世帯全員分の住民票

自己の名義で登記した日から30日以内または同年度3月末までの早い日までに提出して下さい。

受理・審査

入居者が申請後に転居または珠州市へ転入した場合は住民票が必要です。

額の確定

「確定通知書」が届きます。

請求書の提出

提出書類

- 交付請求書★

★の書類は、所定の様式があります。様式は市役所まで取りに来てください。こちらからダウンロードもできます。



口座振り込み

Q. 「珠州市空き家バンク」とはなんですか？

A. 空き家の所有者等から申込みを受けて登録した物件情報をホームページ等で公開し、空き家の利用を希望する方へ紹介する仕組みです。物件の案内や契約は、地元宅建組合がサポートします。



空き家バンク登録物件はこちらからご覧いただけます。



Q. どこに書類を提出すればいいですか？

A. 市役所4階の企画財政課にて受け付けます。

Q. 事業用（事務所・商店・宿泊施設）に使用したいのですが、対象になりますか？

A. 事業専用を使用する場合は対象外ですが、住宅の一部を事業用を使用する場合は対象です。

Q. 珠州市空き家改修費補助金との併用はできますか？

A. できません。対象物件の購入に関して他の補助等を受けている場合は対象外となります。

Q. この補助金は繰り返し使えるのですか？

A. 同じ人が補助金を受けられるのは1回限りです。

Q. 補助金の交付後、途中で転居する場合、どうなりますか？

A. 交付日から5年に満たない場合、補助金の全部又は一部の返還を求めます。返還額は以下の通りです。

交付日から	返還額
1年未満	交付額の100%
1年以上2年未満	交付額の80%
2年以上3年未満	交付額の60%
3年以上4年未満	交付額の40%
4年以上5年未満	交付額の20%

他にもあります！
U・Iターンの方が使えるサポート制度

空き家改修費補助金

空き家バンク登録物件を改修する買主・借主・貸主の方

改修経費の1/2、最大100万円（子育て世帯は最大150万円）

移住定住促進補助金

市内の賃貸住宅に入居するU・Iターン世帯

支払った家賃の1/2以内の額

若者定住促進支援事業

新規学卒者および40歳以下のU・Iターン者の方で卒業及び転入から1年以内に就業した方

市内共通商品券（3万円相当）市長との意見交換会